

基山町農業委員会会議録

平成30年9月4日委員会会長は、委員を基山町役場201会議室に招集し
委員会議を開催する。

出席者 13名

欠席者 1名

番 委 員	委 員 氏 名	出 欠	番 委 員	委 員 氏 名	出 欠
1	大 村 廣	出席	8	大 久 保 敏 幸	出席
2	水 田 久 男	出席	9	簗 原 茂 行	出席
3	藤 田 俊 一	出席	10	茂 木 清 三 郎	出席
4	木 原 秀 樹	出席	11	坂 本 勇 一	出席
5	熊 本 富 雄	出席	園部	権 藤 嘉 徳	欠席
6	井 上 忠 雄	出席	宮浦	吉 田 猛	出席
7	酒 井 敏 幸	出席	長野・小倉	舟 木 壽	出席

本会の書記 上 田 智 子

審 議 事 項

報告第14号	農地法第4条第1項第7号の規定による農地転用届出受理報告	1件
報告第15号	農地法第5条第1項第6号の規定による農地転用届出受理報告	1件
報告第16号	農地法第18条の規定による届出受理報告	8件
その他(1)	農業振興地域整備計画の変更申請について	7件
その他(2)	平成30年秋期農作業標準賃金について	1件

審議開始 9時00分

審議終了 10時40分

平成30年9月農業委員会議事録

会 長 あいさつ

議 長

只今から、平成30年第9回定例農業委員会を開催します。本日の会議録署名人は、7番委員と8番委員にお願いします。

早速、審議に入ります。報告第14号農地法第4条第1項第7号の規定による農地転用届出があったので受理したことを報告します。事務局から説明をお願いします。

事務局

報告第14号説明

この件については、市街化区域の農地で駐車場に転用の届出を受理しましたので、平成30年7月26日付けで受理通知書を送付しております。場所は、窪山運送の東側の圃場です。

議 長

只今事務局から説明がありましたが、何か意見はありませんか。

6番委員

企業の事業拡張のため職員駐車場になる予定です。水路の問題、周囲の影響もなく問題ないと思われれます。

議 長

他に意見はありませんか。意見がないようですので、報告第14号を終わります。次に報告第15号農地法第5条第1項第6号の規定による農地転用について届出があったので、受理したことを報告します。事務局から説明をお願いします。

事務局

報告第15号説明

この件につきましては、市街化区域の農地ですので、平成30年7月31日付けで受理通知書を送付しております。場所は、八並線の牛会橋の東側付近の圃場です。

議 長

只今事務局から説明がありましたが、何か意見はありませんか。

11番委員

宅地分譲される予定です。周囲は住宅街ですので、問題ないと思われれます。

6番委員

分譲住宅地に入る取り付け道路はありますか。

11番委員

団地の中にある自己所有の宅地から道路を造られます。

議 長

他に意見はありませんか。ないようでしたら報告第15号を終わります。

次に、報告第16号農地法第18条の規定による合意解約の届出がありましたので受理したことを報告します。事務局から説明をお願いします。

事務局

報告第16号1番説明

この件につきましては、報告14号で説明しました農地転用に関する使用貸借の解約です。平成30年7月26日付けで受理通知書を送付しております。

議 長

只今事務局から説明がありましたが、何か意見はありませんか。

6番委員

周囲の影響もなく問題ないと思われれます。

議 長

他に意見はありませんか。意見がないようですので、報告第16号議案1番を終わります。

次に、報告第16号議案2番から7番は関連しておりますので一括して報告します。事務局から説明をお願いします。

報告第16号2～7番説明

この件につきましては、平成30年8月21日付けで受理通知書を送付しております。場所はドラッグストアコスモスの東側の圃場です。

議長

只今事務局から説明がありましたが、何か意見はありませんか。

小倉長野地区推進委員

宅地開発の計画があると聞いています。水路については、水路組合で管理している用水路がありますので確認しましたが、問題ないと思われま

議長

他に意見はありませんか。意見がないようですので、報告第16号2番～7番を終わります。

次に、報告第16号議案8番について報告します。事務局から説明をお願いします。

報告第16号8番説明

この件につきましては、平成30年8月21日付けで受理通知書を送付しております。借受人の都合により解約通知書が出されました。

議長

只今事務局から説明がありましたが、何か意見はありませんか。

2番委員

圃場は引続き別の方が管理するよう話はできています。問題ないと思われま

議長

他に意見はありませんか。意見がないようですので、報告第16号8番を終わ

ります
次に、その他（1）農業振興地域整備計画の変更申出について、事務局から説明をお願いします。

事務局

その他（1）1番説明

この件につきましては、作業用通路の追加のため、当該農地の一部48㎡を農振農用地域から除外するものです。この計画変更について、農業委員会の意見をお伺いします。場所は長谷川橋付近の太陽光発電の設置場所です。

議 長

只今事務局から説明がありましたが、何か意見はありませんか。

2番委員

太陽光発電の設置場所の通路になります。問題ないと思われます。

議 長

他に意見はありませんか。ないようでしたら「変更はやむを得ない」ということで町へ提出します。

次にその他（1）2番について事務局から説明をお願いします。

事務局

その他（1）2番説明

この件につきましては、分家住宅の建設のため、当該農地の一部500㎡を農振農用地域から除外するものです。この計画変更について、農業委員会の意見をお伺いします。場所は、三菱倉庫の付近です。

議 長

只今事務局から説明がありましたが、何か意見はありませんか。

3番委員

申出人とともに今後農業を行うということで分家住宅の建設をされます。問題ないと思われます。

議 長

他に意見はありませんか。ないようでしたら「変更はやむを得ない」ということで町へ提出します。

次にその他（1）3番について事務局から説明をお願いします。

事務局

その他（1）3番説明

この件につきましては、駐車場建設のため、当該農地の1,056㎡を農振農用地

域から除外するものです。この計画変更について、農業委員会の意見をお伺いします。場所は、けやき台の北側にあります高速道路の側道付近です。

議 長

只今事務局から説明がありましたが、何か意見はありませんか。

8 番委員

周辺の農用地に影響はありません。今後は基山パーキングにある店舗の駐車場になる予定です。除外しても問題ないと思われれます。

議 長

他に意見はありませんか。ないようでしたら「変更はやむを得ない」ということで町へ提出します。

次にその他（1）4番について事務局から説明をお願いします。

事務局

その他（1）4番説明

この件につきましては、営業用倉庫建設のため、当該農地の7,168㎡を農振農用地域から除外するものです。この計画変更について、農業委員会の意見をお伺いします。場所は、グリーンパークの下で県道5号線沿いです。

議 長

只今事務局から説明がありましたが、何か意見はありませんか。

5 番委員

この圃場は水路から水を引くことができないため、田の作付けができません。問題ないと思われれます。

宮浦地区推進委員

水路についてはどのようにしますか。

事務局

水路の確保等、周辺の営農に影響が出ないような計画であることが前提です。

議 長

他に意見はありませんか。ないようでしたら「変更はやむを得ない」という

ことで町へ提出します。

次にその他（１）５番について事務局から説明をお願いします。

事務局

その他（１）５番説明

この件につきましては、現在の住まいが実松川の改修にかかるため土地を探しておられ、周辺の土地を含めここしかないということで、当該農地の371㎡を農振農用地域から除外するものです。この計画変更について、農業委員会の意見をお伺いします。場所は、基山小学校の東側付近です。

議 長

只今事務局から説明がありましたが、何か意見はありませんか。

11番委員

公共工事による河川改修に伴い立ち退きになりました。周辺の営農に支障はないと思いますので、除外は問題ないと思われれます。

議 長

他に意見はありませんか。ないようでしたら「変更はやむを得ない」ということで町へ提出します。

次にその他（１）６番について事務局から説明をお願いします。

事務局

その他（１）６番説明

この件につきましては、分家住宅建設のため、当該農地の425㎡を農振農用地域から除外するものです。この計画変更について、農業委員会の意見をお伺いします。場所は、長野地区の村中です。

議 長

只今事務局から説明がありましたが、何か意見はありませんか。

9番委員

本人所有の土地がこの場所しかありません。周辺の営農に支障はないと思いますので、除外は問題ないと思われれます。

議 長

他に意見はありませんか。ないようでしたら「変更はやむを得ない」ということで町へ提出します。

次にその他（１）７番について事務局から説明をお願いします。

事務局

その他（１）７番説明

この件につきましては、農家住宅建設のため、当該農地の665.34㎡を農振農用地域から除外するものです。この計画変更について、農業委員会の意見をお伺いします。場所は、丸林地区の村中です。

議 長

只今事務局から説明がありましたが、何か意見はありませんか。

８番委員

７月６日の豪雨災害の土砂による家屋の倒壊により、現在の場所より自己所有の安全な場所に農家住宅を建設されます。問題ないと思われま。

議 長

他に意見はありませんか。ないようでしたら「変更はやむを得ない」ということで町へ提出します。

次にその他（２）平成30年秋期農作業標準賃金について事務局から説明をお願いします。

事務局

この件につきましては、毎年春と秋の２回、農作業標準賃金を従来の算定方法にて作成し農業委員会の承認をいただいた後、参考価格として公表しております。額については、油類の価格及び近代化資金貸付利率の変動に伴って上下しますので、今回は前回より若干増となっております。

委員会で承認をいただきましたら、９月15日の広報に掲載したいと思います。参考例として近隣市町の農作業標準賃金表を添付しています。

議 長

只今事務局から説明がありましたが、何かご意見はありませんか。

宮浦地区推進委員

中山間地域と平坦地域での農作業での労力がちがうので単価が同じというのは如何なものですか。

事務局

参考例については、中山間地域と平坦地域での設定はありませんでした。基山町としては、毎回設定しています。

議 長

現在の標準単価は、機械の償却や燃料費等を勘案し算出しています。

4 番委員

農地保全管理として草刈を標準単価に入れてほしいと思います。

事務局

農地保全管理作業については1団体が掲載されていました。内容としては耕起1回、草刈1時間で単価は併せて10,285円でしたが、基山町も同じ農地保全管理作業でよろしいですか。

また、単価についてはいかがいたしますか。

1 番委員

基山町も同じ農地保全管理作業でいいのではないのでしょうか。また、単価については、耕起1回につき8,900円、草刈り（燃料代、機械代を含む）1時間につき2,000円ではどうでしょうか。

事務局

農地保全管理作業は草刈1時間（燃料代、機械代を含む）2,000円、耕起1回（10a）8,900円でよろしいですか。

8 番委員

草刈だけでいいのではないですか。草刈だけを頼まれる農家もあります。

耕起については別欄に掲載されていますので、それを参考にして頂くことにしてはどうですか。

事務局

作業名は農地保全管理、内容を草刈、金額は1時間2,000円、備考に（燃料代、

機械代を含む)、耕起については耕起の欄を参考にして頂くことでよろしいですか。

また、草刈は時間単位、他の作業は10 a 単位にしますがよろしいでしょうか。

議 長

他に意見はありませんか。ないようでしたら、その他（2）について、承認される方の挙手を求めます。

全員挙手

議 長

全員一致により、その他（2）は承認されました。

以上、本日の議題等が終了しましたが、全体を通して何かご意見はございませんか。

これで本日すべての審議が終了しましたので、これをもちまして、本日の農業委員会を閉会します。

平成30年9月4日

署名人

議 長

委 員

委 員